

高知県造林事業等竣工検査内規の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業等竣工検査内規	高知県造林事業等竣工検査内規
第1～第2 [省略]	第1～第2 [省略]
(検査の区分)	(検査の区分)
第3 検査は、事業区分別・事業の種類別・造林区分別・事業主体別・施行地別に原則として書類検査及び現地検査により実施するものとする。ただし、 <u>オルソ画像又はGNSSを活用等のデジタル技術を使用（以下「オルソ画像等」という。）</u> による申請内容の確認が可能な場合は、現地検査を省略できるものとする <u>が、検査員が必要と認める場合は現地検査を実施するものとする。</u>	第3 検査は、事業区分別・事業の種類別・造林区分別・事業主体別・施行地別に原則として書類検査及び現地検査により実施するものとする。ただし、オルソ画像等により <u>り</u> 申請内容の確認が可能な場合は、現地検査を省略できるものとする。
(書類検査)	2 [省略]
第4 [省略]	(書類検査)
ア～オ [省略]	第4 [省略]
カ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による特定間伐等促進計画、 <u>森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）及び同法第51条第1項に規定される権利集配分一括計画（以下「一括計画」という。）</u> に基づき実施したものにあつては、作業種別の事業量及び事業主体等を確認する。	ア～オ [省略]
キ～コ [省略]	カ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による特定間伐等促進計画に基づき実施したものにあつては、作業種別の事業量及び事業主体等を確認する。
サ 森林経営計画、実施権配分計画 <u>及び一括計画</u> に基づいて行う事業にあつては、当該計画の認定等の確認を行う。	キ～コ [省略]
シ [省略]	サ 森林経営計画、 <u>経営管理</u> 実施権配分計画に基づいて行う事業にあつては、当該計画の認定等の確認を行う。
ス 森林作業道については、事前計画の届出状況の確認を行う。ただし、人工造林、保育間伐、間伐及び更新伐については、令和8年3月31日までに提出された <u>事前計画に該当する申請は確認を行う。</u>	シ [省略]
セ～ナ [省略]	ス <u>人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び</u> 森林作業道については、事前計画の届出状況の確認を行う。 <u>ただし、</u> 人工造林、保育間伐、間伐及び更新伐については、令和8年3月31日までに提出された <u>ものに限る。</u>
ニ 現場監督費について、熱中症対策のため加算している場合は、7月1日から9月30日までの期間に事業期間の過半を占めて <u>施業</u> を行っていることを業務記録等により確認する。	セ～ナ [省略]
<u>ヌ 現場監督費について、技能士資格取得に係る加算を行っている場合は、交付申請のあった事業主体（事業主体が県・市町村・森林整備法人である場合は、その請負事業者）に技能者が3割以上在籍していることを、高知県の民間事業者名簿等で確認する。なお、取得状況に変動があり、名簿に記載がない場合は別途確認する。</u>	ニ 現場監督費について、熱中症対策のため加算している場合は、7月1日から9月30日までの期間に事業期間の過半を占める <u>下刈り</u> を行っていることを業務記録等により確認する。
<u>ネ～メ</u> [省略]	[新設]
	<u>ヌ～ム</u> [省略]

改 正 後	現 行
モ <u>オルソ画像等で申請があった場合、申請者から提示されたものを使用し、施行前と施行後の確認、間伐率の確認、苗木本数の確認及び面積などの必要な情報を確認する。</u> (現地検査) 第5 [省略] ア 間伐及び更新伐の検査は、同一の森林経営計画、<u>特定間伐等促進計画、実施権配分計画及び一括計画</u>の対象区域内の施行地のまとまりを1つの検査団地とし、1検査団地ごとに乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。 イ～エ [省略] オ オルソ画像<u>等</u>を活用した申請の検査は、本内規のほか、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下、ガイドラインという。）」を参考に実施するものとする。 カ 共通事項 (ア) 現地が申請書記載の位置であるかどうか、森林計画図、<u>オルソ画像等</u>又はGISソフト等を使用して確認する。 (イ)～(ウ) [省略] (エ) [省略] a オルソ画像<u>等</u>による申請の場合、GISソフト上で申請面積を確認するものとする。確認は、GISソフトに取り込んだオルソ画像及び各種ポリゴンを重ね合わせて表示させ、座標値及び目視で行う。GIS上に表示させた施行区域ポリゴンの境界線が、「施業を実施した区域」と「施業を実施していない区域」との境界に沿って適切に引かれているかについて、オルソ画像<u>等</u>上で施業の実施状況を確認しながら判断し、境界線の位置に疑義があるときは、申請者に対し修正を命じる。また、ガイドラインに即したその他の手法による申請の場合は、所定の手順等により確認する。 b～g [省略] (オ)～(ケ) [省略] キ [省略] (ア)～(カ) [省略] <u>(キ) オルソ画像等による申請で、(ア) から (カ) が確認できる場合、現地検査を省略できるが、必要に応じて現地検査を実施することとする。</u> ク～サ [省略] 第6～7 [省略] 附則 <u>19 この内規は、令和8年7月22日から施行し、国の令和8年度事業から適用する。</u>	<u>「新設」</u> (現地検査) 第5 [省略] ア 間伐及び更新伐の検査は、同一の森林経営計画<u>又は</u>特定間伐等促進計画の対象区域内の施行地のまとまりを1つの検査団地とし、1検査団地ごとに乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。 イ～エ [省略] オ オルソ画像<u>又はGNSS</u>を活用した申請の検査は、本内規のほか、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下、ガイドラインという。）」を参考に実施するものとする。 カ [省略] (ア) 現地が申請書記載の位置であるかどうか、森林計画図、<u>GNSS</u>又はGISソフト等を使用して確認する。 (イ)～(ウ) [省略] (エ) [省略] a オルソ画像による申請の場合、GISソフト上で申請面積を確認するものとする。確認は、GISソフトに取り込んだオルソ画像及び各種ポリゴンを重ね合わせて表示させ、座標値及び目視で行う。GIS上に表示させた施行区域ポリゴンの境界線が、「施業を実施した区域」と「施業を実施していない区域」との境界に沿って適切に引かれているかについて、オルソ画像上で施業の実施状況を確認しながら判断し、境界線の位置に疑義があるときは、申請者に対し修正を命じる。また、ガイドラインに即したその他の手法による申請の場合は、所定の手順等により確認する。 b～g [省略] (オ)～(ケ) [省略] キ [省略] (ア)～(カ) [省略] <u>「新設」</u> ク～サ [省略] 第6～7 [省略] 附則 <u>「新設」</u>

改正後

別記第1号様式

R (一四半期)

整理番号

令和XX年度

竣工検査野帳

[illegible]

※改良の場合、開設を改良に書き換えること。

現 行

別記第1号様式

R (一四半期)

整理番号

令和XX年X月X日

竣工検査野帳

[illegible]

改正後

[illegible]

現 行

[illegible]